

## 国民健康保険被保険者証の更新について

### 令和5年度の被保険者証未更新の方

保険税に未納がある方、第8期保険税の期限を過ぎて（督促状等）納付した方は窓口で保険証更新となりますので、領収書をご持参のうえ健康保険課の窓口までお越しください。

### 職場の健康保険に加入した方

国保に加入している方で新しく職場の健康保険に加入した方は、下記3点をご持参のうえ健康保険課の窓口にて国保喪失の手続きを行ってください。

- ①国民健康保険の保険証
- ②職場の保険証
- ③顔写真付き身分証

※国保喪失の手続きを行わないと、二重加入となり国保税が発生したままになります。

【問合せ】市役所健康保険課 ☎ 0980-82-8126

## 市民防災訓練(夜間)を実施します

これまでの避難訓練では、地震発生想定が、日中であり、避難環境も保たれていたことから迅速な避難が可能で、最寄りの避難場所までの避難時間や避難ルートの危険箇所確認などを検証してきました。

しかし、災害は様々なタイミングで起こることから、本年の訓練は夜間帯に大地震が発生した想定とし、避難ルートの視覚的变化と避難にかかる時間を検証することを目的としています。

**訓練日時** 令和5年4月22日 20時から

当日は、20時には、防災無線や広報車からサイレン、訓練放送が流れ、携帯電話等には訓練メールが配信されますので、みなさまのご理解とご協力をお願い致します。

※また、この機会にぜひ夜間避難訓練を体験してはいかがでしょうか。

【問合せ】市役所防災危機管理課 ☎ 0980-87-5533

## こども医療費助成制度の拡充について

石垣市では、こども医療費助成（外来・入院にかかる保険医療費の自己負担額への助成）について、令和5年4月1日より、助成対象年齢を18歳までに拡大します。（※18歳に達した日以後最初の3月31日まで）

### 受給資格者証の申請手続きが必要な方

★平成17年4月2日～平成20年4月1日の間に出生した子の養育者

平成20年4月2日以降の出生児につきましては、現在お持ちの受給資格者証をそのままお使いください。

（10月以降に新しい受給資格者証を郵送予定。）

### 【医療費の還付手続きについて】

中学校卒業後～18歳までの方について

①令和5年4月1日～8月31日までの間（予定）  
外来・入院にかかる医療費については、病院等窓口にて支払い後、市役所に領収書をお持ちになり払い戻しの手続きが必要となります。

②令和5年9月1日以降（予定）  
病院等窓口での支払が不要となる「現物給付」をスタートします。病院等窓口にて受給資格者証の提示が必要となります。

※0歳から中学校卒業までの方については、これまで通り現物給付での対応となります。

### 【資格者証申請・医療費還付手続きについて】

◆子どもの健康保険証、保護者名義通帳、領収書が必要です。

【問合せ】市役所こども家庭課 ☎ 0980-87-0771

## 特別障害者手当等の月額が変わりました（令和5年度分）

2022年全国消費者物価指数の実績値（対前年比+0.25%）を受けて、手当額が次のとおり改定されました。

特別障害者手当

令和4年度	令和5年4月分(5月支給分)～
27,300円	27,980円 (+680円)

障害児福祉手当

令和4年度	令和5年4月分(5月支給分)～
14,850円	15,220円 (+370円)

### 障害児福祉手当 <20歳未満>

心身に重度の障害があるため、常時特別の介護を必要とする方が対象です。

※施設に入所している場合や障がいを支給事由とする年金を受給している場合は対象外。

### 特別障害者手当 <20歳以上>

心身に重度の障害があるため、常時特別の介護を必要とする方が対象です。

※施設に入所している場合や病院等に3ヶ月以上継続入院している場合は対象外。

※手当を受けたい方や配偶者・扶養義務者（ご家族）の所得が基準より高いと、手当は支給されません。申請方法など、詳細はお問合せください。

【問合せ】市役所障がい福祉課 ☎ 0980-82-9947